

開成町新庁舎建設施工者候補者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 開成町の新庁舎建設に係る施工者の候補者（以下「候補者」という。）を厳正かつ公平に選考するため、開成町新庁舎建設施工者候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 候補者の選考基準に関すること。
- (2) 候補者の選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の事務が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政推進部財務課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則（平成29年8月3日開成町訓令第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(有効期限)

2 この訓令は、第2条の事務の終了をもって、その効力を失う。